

事務連絡  
令和6年7月12日

各都道府県消防防災主管部（局）御中

消防庁救急企画室

### ヒアリに関する対応について（注意喚起）

ヒアリの確認事例については、平成29年6月に国内で初めて報告されて以降、本年6月末までに18都道府県で117事例が報告されており、数年前からは、港湾において女王アリを含む大規模な集団も確認されています。

ヒアリは、極めて攻撃性が強いとされており、刺された際には、痛みやかゆみ、発熱、じんましん、激しい動悸等の症状が引き起こされ、場合によっては、アナフィラキシー症状により、死亡することもあります。

救急要請時の対応については、これまでも「ヒアリに関する対応について（注意喚起）」（平成29年7月7日付け消防庁救急企画室事務連絡）【別添1】等によりお知らせしてきたところですが、下記に留意のうえ、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

- 1 ヒアリに関する症状による救急要請があった場合には、傷病者の急激な容体の変化に留意し、傷病者に対して、「ストップ・ザ・ヒアリ」（環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室発行）【別添2】を参考にした対応を取るよう指導すること。
- 2 傷病者が、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にあり、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている者であった場合、救急救命士は、プロトコルに基づき、自己注射が可能なエピネフリン製剤による、エピネフリンの投与（筋肉内注射）を行えること。  
その際、「ヒアリに刺された場合の医療的留意事項について」（令和6年7月12日付け厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）【別添3】も踏まえ、各地域のプロトコルに基づき、適切に対応すること。
- 3 ヒアリ事例の発生情報等について環境部局との適切な情報共有を図ること。

(参 考)

- 別添1 「ヒアリに関する対応について（注意喚起）」  
（平成29年7月7日付け消防庁救急企画室事務連絡）
- 別添2 「ストップ・ザ・ヒアリ」（平成31年改訂版 環境省発行）
- 別添3 「ヒアリに刺された場合の医療的留意事項について」  
（令和6年7月12日付け厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）
- 要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報 （環境省ホームページ）  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

**【問合せ先】**

消防庁救急企画室 寺村専門官・金子課長補佐  
日高係長・田中事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7532

E-mail：[kyukyuanzen@soumu.go.jp](mailto:kyukyuanzen@soumu.go.jp)

# 別添 1

事務連絡  
平成 29 年 7 月 7 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 御中

消防庁救急企画室

## ヒアリに関する対応について（注意喚起）

ヒアリにつきましては、5月に兵庫県で発見されて以降、環境省や厚生労働省において、注意喚起がなされてきたところですが、その後、愛知県や大阪府でも発見されています。

ヒアリは、極めて攻撃性が強いとされており、刺された際には、痛みやかゆみ、発熱、じんましん、激しい動悸等の症状が引き起こされ、場合によっては、アナフィラキシー症状により、死亡することもあります。

つきましては、下記に留意し、適切に対応していただくとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

## 記

- 1 アリに関する症状による救急要請があった場合には、傷病者の急激な容体の変化に留意し、傷病者に対して、別添 1 の「ストップ・ザ・ヒアリ」（平成 21 年 3 月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室発行）を参考にした対応を取るよう指導すること
- 2 傷病者が、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にあり、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている者であった場合、救急救命士は、プロトコルに基づき、自己注射が可能なエピネフリン製剤による、エピネフリンの投与を行えること
- 3 環境部局に適切に情報提供できるよう、環境部局との連携体制の構築について検討すること

### 【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 森川、石井、大坪、市川  
TEL：03-5253-7529（直通）  
FAX：03-5253-7532

（当事務連絡の別添は省略）